

衆議院文部科学委員会ニュース

【第 221 回国会】令和 8 年 4 月 24 日（金）、第 8 回の委員会が開かれました。

1 学校教育法等の一部を改正する法律案（内閣提出第 55 号）

- ・松本文部科学大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、質疑を終局しました。
- ・渡辺藍理君（参政）が討論を行いました。
- ・採決を行った結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。
（賛成－自民、中道、維新、国民、みらい 反対－参政）
- ・深澤陽一君外 4 名（自民、中道、維新、国民、みらい）から提出された附帯決議案について、山崎正恭君（中道）から趣旨説明を聴取しました。
- ・採決を行った結果、賛成多数をもってこれを付することに決しました。
（賛成－自民、中道、維新、国民、みらい 反対－参政）
（質疑者）青山周平君（自民）、菊田真紀子君（中道）、山崎正恭君（中道）、村上智信君（維新）、河井昭成君（国民）、西岡義高君（国民）、渡辺藍理君（参政）、河合道雄君（みらい）

（質疑者及び主な質疑事項）

青山周平君（自民）

学校教育法等の一部を改正する法律案について

- ア 本法律案の目的
- イ 現行のデジタル教科書に係る制度の概要及び導入以降の取組
- ウ 制度改正後のデジタルな形態を含む教科書と現行のデジタル教科書の差異
- エ 紙とデジタルの学習効果に関する先行研究の文部科学省の把握状況
- オ デジタル教材の活用に関する実証研究等の分析も含めたこれまでの国の取組の中での検証状況
- カ 北欧諸国における紙の教科書への回帰との報道を含む諸外国の動向に係る把握状況
- キ 学習活動における端末利用が脳の発達に及ぼす影響について、国として脳科学的知見に基づく実証をすべきとの意見に対する文部科学省の見解
- ク 限定的にデジタルな形態のみの教科書を認め得る学年及び教科
- ケ デジタルな形態を含む教科書に関連して新たに策定する大臣指針の拘束力及び実効性の担保
- コ デジタルな形態の教科書の導入を見据えた教員の指導力向上及び教室における学びの変化

菊田真紀子君（中道）

学校教育法等の一部を改正する法律案について

- ア デジタルな形態を含む教科書の制度設計について
 - a デジタルな形態の教科書を正式に教科書として制度化する理由
 - b デジタルな形態の教科書の効果及び影響について十分な検証等を行った上で制度設計を行い、特に小学校低学年への導入は慎重に行うべきとの意見に対する文部科学省の見解
- イ デジタルな形態を含む教科書の導入に関連した教員等への ICT 活用に関する研修について
 - a 研修が十分でない現状に対する文部科学省の認識
 - b デジタルな形態の教科書を適切に活用するための今後の研修の整備方針
 - c 研修の充実と働き方改革の両立を図る方法
 - d 今後の教職課程における取組
- ウ 手書きによる学習の重要性についての松本文部科学大臣の見解
- エ 児童生徒の授業中の ICT 端末の目的外利用への対応策及び児童生徒への情報モラル教育・リテラシー教育の取組

- オ 端末使用に伴う視力低下・姿勢悪化等の児童生徒の健康への懸念に対する文部科学省の認識及び実効性ある対応策
- カ 適切なICT学習環境の確保について
 - a 全ての学校における安定的なネットワーク環境の整備に向けた方策
 - b 家庭におけるICT環境等の差によって学びに格差が生じないようにするための対応策
- キ 教科書に掲載する二次元コード先のデジタルコンテンツについて、数及び範囲の基準等を設定する必要性
- ク 今後の教科書検定における動画や音声等に係るコンテンツの判断基準及び考え方
- ケ 教科書発行者に対してクラウド配信・運用等に伴う新たなコスト負担や過度な制約が課されないかの確認
- コ 教育委員会等の教科書採択に係る事務の負担軽減策
- サ 高等学校段階におけるICT端末に係る保護者負担の割合が増加している現状に対する文部科学省の見解

山崎正恭君（中道）

学校教育法等の一部を改正する法律案について

- ア デジタルな形態の教科書を導入する政策目的及び目指す学びの将来像
- イ デジタルな形態の教科書と紙の教科書の使い分けに関する判断基準及び将来的なデジタルな形態のみの教科書への完全移行の有無に係る文部科学省の見解
- ウ デジタルな形態の教科書を正式な教科書として位置付けることによる、教科書検定制度における検定基準、検定範囲、更新頻度及び改訂プロセスの変更点
- エ デジタルな形態の教科書と紙の教材の併用割合及び学年別のデジタルの使用時間の目安等を国として少なくとも告示レベルで示す必要性
- オ 諸外国の事例も含めたデジタル教科書・教材の学習効果に関する研究結果及び研究結果に基づく政策判断の理由等を説明する必要性に対する文部科学省の認識及び今後の方針
- カ デジタルの活用と併せて対面での対話や体験活動の充実を推進・両立する方策
- キ デジタルな形態の教科書を活用した児童生徒の多様な学習特性に応じた個別最適な学びの支援の標準化及び支援の進め方
- ク 特別支援教育におけるデジタルな形態の教科書の有用性に係る検証結果及び障害の種類に関わらず全ての児童生徒がデジタルな形態の教科書を利用しやすくするための支援策
- ケ 対話が苦手な児童生徒や不登校傾向の児童生徒に対してデジタルな形態の教科書が果たし得る役割
- コ デジタルな形態の教科書を正式に位置づけることに伴いICT支援員等の校内の支援体制に係る配置基準の標準を国として示す必要性
- サ デジタルな形態の教科書に係る共通基盤の整備を国の責務として位置付ける必要性
- シ デジタルな形態の教科書の活用により蓄積される学習データの利活用範囲及び収集・活用に係る管理体制の在り方

村上智信君（維新）

(1) 学校教育法等の一部を改正する法律案について

- ア デジタルな形態の教科書を導入する狙い
- イ デジタルな形態の教科書の導入と学習指導要領の見直しとの関係
- ウ デジタルな形態を含む教科書に関連して新たに策定する指針の内容
- エ デジタルな形態の教科書の教育的な効果を高めるために行われたデジタル教材に関する調査

- オ デジタルな形態の教科書の導入により紙の形態の教科書が廃止されるおそれの有無
 - カ 学校の通信機器の不具合等によりデジタルな形態の教科書が使えない場合の対応
 - キ デジタルな形態の教科書の導入に伴い、教科書の無償配付に係る国の費用負担が増加する可能性
- (2) 理系学部の大学入学者選抜において女子を優遇する事例に対する松本文部科学大臣の所見
- (3) 文部科学省は大学の学びにおける「多様性」を重視しているが、性別、所得水準、出身地、一人親かどうか、疾患の有無等の様々な属性がある中、具体的に何を指しているかの確認

河井昭成君（国民）

学校教育法等の一部を改正する法律案について

- ア 学習における書くことの重要性及びデジタルな形態の教科書の導入に伴い減少すると想定される書く機会の確保に向けた松本文部科学大臣の見解
- イ 教科書へのAIの搭載の是非も含む、紙の教科書をそのままデータ化した現行のデジタル教科書からの変化及びデジタルな形態の教科書として想定される内容
- ウ 人的対応及び技術的対応を含めたデジタルな形態を含む教科書の検定体制の整備方針
- エ デジタルな形態の教科書は所有するものとしての提供か使用権として提供されるのかについての現時点での基本的な考え方
- オ デジタルな形態の教科書の利用期間の想定及び同想定において学習の振り返りや継続的な活用についていかに考えているかの確認
- カ デジタルな形態の教科書のアカウント管理に係る課題及びそれが教員の負担増とならないための対応方策
- キ デジタルな形態の教科書の価格水準及び紙の教科書と比較した場合の作成に必要なコストの変化の見込み
- ク 一人一台端末の活用を前提とした場合の、現在の教室の環境に係る課題及び机や照明等を含めた今後の改善の方向性
- ケ ICT機器の長時間使用が学力に与える影響並びにその影響を踏まえた学校現場における使用時間の目安及び指導の在り方についての松本文部科学大臣の見解
- コ 小学校低学年におけるデジタルな形態の教科書の利用の効果や影響に対する評価及び児童が落ち着いて授業に取り組むことのできる環境を確保する観点からの望ましい活用の在り方についての松本文部科学大臣の見解

西岡義高君（国民）

学校教育法等の一部を改正する法律案について

- ア 教科書における紙とデジタルのベストミックスとして想定する状況及びその状況に至る具体的な道筋
- イ 子供たち自身が紙の教科書かデジタルな形態の教科書かを選択できる、あるいは状況に応じて使い分けることが重要であるとの意見に対する文部科学省の見解
- ウ 教員の負担軽減及び指導力の向上について
 - a デジタルな形態の教科書の使用に伴う教員の負担増の可能性についての文部科学省の見解及び教員のICTスキル習得に係る講習等の今後の取組
 - b ICT支援員を常勤化する必要性
 - c 教職課程におけるICTスキルの習得の必要性を踏まえた、教職課程におけるデジタルな形態の教科書の取扱い
- エ ランドセル症候群に対する文部科学省の認識及び対策並びにデジタルな形態の教科書がもたらす影響

- オ 教科書作成における生成A I の利用について、クリエイターの権利保護の観点から規制や条件を設ける必要性
- カ デジタルな形態の教科書が認められることにより、教科書会社の企業規模間格差が広がり、小規模な教科書会社が淘汰される可能性

渡辺藍理君（参政）

学校教育法等の一部を改正する法律案について

- ア G I G A スクール構想についての現時点における文部科学省の総括
- イ デジタル先進国と言われる北欧諸国における学力低下や紙の教科書への回帰等の事例に対する文部科学省の認識
- ウ 紙の教科書を使用した学習とデジタルな形態の教科書を使用した学習との学力の比較を行った調査の有無及び調査結果に対する文部科学省の見解
- エ デジタルな形態の教科書の長時間使用が子供の健康に与える影響に係る医学的検証の必要性
- オ 紙の教科書の教育上の利点を教科書検定基準や大臣指針等において担保する方法
- カ 現行のデジタル教科書においても二次元コードの活用等が実現している中で、新たにデジタルな形態の教科書を法制度上位置付ける必要性はないとの意見に対する文部科学省の見解
- キ デジタルな形態の教科書の作成に伴う教科書会社の負担増及び大手の教科書会社による市場寡占の懸念
- ク 法改正後も紙のみ若しくは紙とデジタルのハイブリッドな形態の教科書を基本とする方針であるならば、デジタルな形態のみの教科書を法律上例外的な扱いとする旨を、法律に明記すべきとの意見に対する松本文部科学大臣の見解

河合道雄君（みらい）

学校教育法等の一部を改正する法律案について

- ア デジタルな形態の教科書を活用した授業の定着に向けた、教員研修の拡充方法及び研修の提供形態
- イ デジタルな形態の教科書の実証研究や教員研修の展開における研究機関との連携及び研究成果の教科書発行者や教育現場への展開方法についての文部科学省の見解
- ウ 教育委員会の人材配置について
 - a 地方の教育委員会における指導主事等の人材不足に対する現在の施策及び本改正の施行に向けた今後の取組
 - b 教育委員会の I C T 人材体制における内部人材と外部人材の役割分担
 - c 教育の専門家と I C T ・ D X の専門家が一体となった教育委員会による現場支援の実現方法
- エ アクセシビリティの確保について
 - a デジタルな形態の教科書の標準規格におけるアクセシビリティの観点の位置付け
 - b 対象とする障害種の範囲及び当事者が標準規格の策定プロセスに参加する機会の確保方法